

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 第4回 福津市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	令和7年2月21日(金) 午後 7時00分から 午後 8時10分まで	
開 催 場 所	福津市役所 本館2階 庁議室	
委 員 名	〈出席委員〉 廣渡 由利弥 真次 誠一郎 高木 義明 中島 究 東 陽子 片岡 礼子 仲村 亀雄 〈欠席委員〉 都島 直來 古野 貴	
所 管 課 職 員 職 氏 名	市民生活部長 谷口 由貴 保険年金医療課長 朝長 弘美 保険年金係長 笹田 美和 保険年金係 大坪 莉奈	
会 議	議 題 ( 内 容 )	(1) 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算(見込)について (2) 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について ・令和7年度改正点について (3) 子ども・子育て支援金の賦課・徴収について(令和8年度～)
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	5名
	資料の名称	・ 令和6年度第4回福津市国民健康保険運営協議会次第 ・ 協議資料
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	記録内容の確認方法	委員確認
その他の必要事項		

令和7年2月21日  
市役所 本館2階 庁議室

## 1. 開会

(事務局) 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
本日は古野委員と都島委員より欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、本協議会の成立宣言を行います。国民健康保険運営協議会規則第5条第1項の規定により各代表1名以上を含む過半数の委員の出席で会が成立します。

本日は、各代表1名以上、定数9名中7名の出席をいただいておりますので、定数を満たしておりますので、本協議会は成立します。

それでは、片岡会長よりごあいさつをお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

【会長あいさつ】

(事務局) ありがとうございました。  
それではこの後の議事進行につきましては、国保運営協議会規則第2条第1項の規定により片岡会長をお願いいたします。

(会長) それでは次第に沿って進めます。滞りなく進行しますよう皆さまのご協力をお願いいたします。

## 3. 議事録署名人の指名

(会長) はじめに、本会議の議事録署名人の指名をいたします。  
国保運営協議会規則第8条第1項の規定により、会長及び会長の指名する出席委員が議事録の署名をすることになっておりますので指名をさせていただきます。  
歯科医師会代表の中島委員をお願いいたします。

議事に入ります前に、本会議は公開となっております。福津市附属機関の会議

の公開に関する要綱第5条の規定により5名の方が本会議の傍聴を希望されています。

皆さま、傍聴人を入場させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【委員了承】**

それでは、事務局は傍聴人を入場させてください。

**【傍聴人着席】**

それでは議事に入ります。

**4. 議事**

**(1) 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算(見込)について**

(会 長) 本日は議事が3件あります。  
まず、議事(1)について事務局は説明をお願いします。

**【事務局より説明】**

(会 長) ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問のある方は、ご発言ください。

(委 員) 国民健康保険の会計年度は、いつからいつまでなのでしょう。国民健康保険税の納付が始まる6月から、行政の会計年度が翌年5月までと聞いたことがあるので、6月から翌年5月まででしょうか。

(事 務 局) 確かに、翌年5月までは前年度の整理期間としてお金が動くことがあります。会計年度は、4月から翌年3月までです。また、国民健康保険税の納付は、6月から翌年3月までの10回に分けて納付いただいております。年金からの天引きの世帯は、4月から翌年2月までの偶数月で納付いただいております。

(委 員) ありがとうございます。

(会 長) 他にどなたかございませんでしょうか。

(委 員) 資料の1ページにあるように、今回、決算見込みの「その他」の金額は、かなりプラスの見込みになっていて、4,700万円ぐらいが返還金になると思うのですが、こ

れも見込みの金額なのでしょうか。

- (事務局) 令和4年度や5年度でいうと、5,000万円から6,000万円程度返還をしてきていて、令和6年度分はまだ年度途中ですので、県からいただいた普通交付金と、福津市の保険給付費を比較して、過大交付がどのくらいになり、返還金がいくらになるのか、まだ分からない状況です。
- (委員) 未確定ということですよ。そうであれば、収支決算見込の1億6,500万円も、いくらかになるのか分かりませんが、返還金で返した分を引いた額がまた基金として積み立てられるということですよ。
- (事務局) その通りです。歳入の県や国からの交付金や税収入もまだ確定してないので、そこも少し金額が変わるのですが、ただ、今の見込みとしては、おっしゃる通り返還金を除いた金額が積み立てられることになります。
- (委員) 疑問なのですが、毎年返還が続いているのであれば、もともと交付金を減らそうという風に国や県はならないのですか。
- (事務局) 次年度の予算を立てるときにということですよ。次の議事で令和7年度の予算についてのお話をさせていただくのですが、保険給付費の見込み方を、今までは過去5年度分を見ていたのですが、平成31年度の保険給付費がとても大きくて、そこが影響していたようなので、令和7年度の見込みを立てるときは、過去4年度分を見るように見直しをしました。
- (委員) せっかく前回までの会議で、保険税等を変更して基金を活用しようとしていたのに、また積み立てられてもしょうがないと思いました。
- (会長) 私もこれだけ積み立てられるのであれば、もう少し税率等を下げてもよかったのかなと思いました。見込むのは大変難しいと思いますが。
- (会長) 他にどなたかございませんでしょうか。  
それでは、議事(2)について事務局は説明をお願いします。

(2) 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について・令和7年度改正点について

**【事務局より説明】**

- (会長) ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問のある方は、ご発言くださ

い。

(会 長) 令和7年度の賦課限度額は上げると国が決めているのですよね。

(事 務 局) はい。合計で3万円上がります。

(委 員) 被保険者の見込みは11,000人くらいでしたよね。また、一人当たりの算定額は確か140,000円くらいでしたよね。そのような見込みで予算ができていますか。

(事 務 局) それは納付金の部分ですね。

(委 員) なぜ歳入の保険税が5,000万円も減る見込みなのですか。被保険者数がそんなに減るのでしょうか。

(事 務 局) おっしゃる通り、被保険者の人数が減ることも関係しています。ただ、今回の場合は令和7年度の税率等を下げたことが大きな要因となっています。

(会 長) 他にどなたかございませんでしょうか。

(委 員) もう一つよろしいでしょうか。普通交付金の金額はどのように算定しているのですか。

(事 務 局) 資料の4ページをご覧ください。療養給付費や療養費、高額療養費の金額を載せています。この金額に対して、県から交付いただけるようになっていまして、予算を立てるときは、保険給付費と同じ金額を普通交付金でいただけるとして計上しています。年度が終了して、多く交付を受けている場合は、次の年度に交付金を返す必要があります。反対に、交付が足りなかった場合は追加交付があります。ここ何年かは、実績よりも交付金額が大きくて、次の年度に何千万円か返還することが続いています。

年度の途中で、3回保険給付費の支出状況の調査があり、それを見ながら県が交付金額を調整して、交付金をいただくようになっていますが、それでもやはり多すぎた場合は返還ということになります。

(委 員) ありがとうございます。

(会 長) 毎年どのくらい返還しているのですか。

(事 務 局) 令和4年度、令和5年度は、5,000万円から6,000万円ほどです。

普通交付金として貰う金額は、歳出の保険給付費とほとんど同じ金額になります。分母がとても大きいため、実績が1%ずれると4,000万円、1.5%ずれると6,000万円の返還の必要がでてきます。

普通交付金と保険給付費の金額はほとんど同じ金額で、令和7年度の当初予算は44億5,600万円が保険給付費で、歳入の普通交付金は44億2,600万円です。3,000万円くらい違います。3,000万円くらいは、普通交付金の対象にならない部分があるので、そこが少しずれますが、保険給付費イコール普通交付金となっています。制度上は、保険給付費にかかったお金は普通交付金で交付されるという建付けになっています。

(委員) 市が集金した保険税は、別のことに使うということですよ。

(事務局) 市が徴収した保険税は、前回の会議までに、皆さまにご協議いただきましたように、納付金という形で県に納めます。そして、県が全市町村から集めたお金、国が負担するお金、社会保険の人たちから支援金として配分されたお金を集めて、そこから保険給付費に該当するところを普通交付金として分配してくれています。

(委員) 国保事業費納付金とは何ですか。

(事務局) これは県に納めるお金です。皆さんから保険税として納めてもらったお金を納めることです。前回の会議で「納付金」という言葉が出てきたと思うのですが、それが「国保事業費納付金」になります。

(委員) 難しいですね。

(事務局) そうですね。県単位化のため、お財布が2段階になっているところがあり、より分かりにくいと思います。

(委員) ありがとうございます。だいぶ理解してきました。

(会長) 他にどなたかございませんでしょうか。  
それでは、議事(3)について事務局は説明をお願いします。

(3)子ども・子育て支援金の賦課・徴収について(令和8年度～)

**【事務局より説明】**

(会長) 令和8年度から段階的に始まる、子ども・子育て支援金について説明がありまし

た。保険税を計算するときの、賦課方式について、福岡県の方式統一がされるまでは、福津市の方式、3方式で進めてよいかという事務局の提案でした。ご意見、ご質問のある方は、ご発言ください。

(委員) 福岡県内の市町村ではどの方式が多いのですか。

(事務局) 医療分は3方式が一番多いです。

(委員) 3方式に統一される可能性が高いということですか。

(事務局) そこはまだ決まっておりません。

(会長) 3方式か4方式のどちらかということになるのですかね。

(事務局) そこも分からないですが、県が統一するかどうかはまだ決定していません。ただ、市町村にアンケートはありました。令和18年度の保険料の水準統一がなされたら、もちろん子ども・子育て支援金も統一しないといけなくなるので、先ほど皆さまに見ていただいた資料9ページのスケジュールだと、令和7年度中にそれも含めて決めていかないといけません。県の調査は「子ども・子育て支援の賦課・徴収の方法について、福岡県で統一する方針を出してほしいですか」という内容でした。それには「方針を示してほしい」と回答しました。方針を出す予定かと県に問い合わせたら、それはまだ分からないと回答されたので、現時点では、統一されるかどうか分かりません。でも、県も検討はしているということだと思います。ただ、スケジュールを見ていただくと、前回の会議までにやっていたことを1年でやっていかないといけませんし、手作業で私たち職員が計算をすることは、1万人以上の被保険者の方がいらっしゃいますので、できません。そのため、システムに、どの方法でしていくという設定をしなければいけません。その設定がないと、来年度の夏に県が出す仮算定をもとに、1人世帯で所得がこのくらいの世帯はいくら、2人世帯であればいくらという、パターン表すら作れないということになります。おそらく、新年度が始まったら、システム会社からの情報提供があると思うのですが、その時に、医療分と同じ3方式で準備を進めて良いだろうかというところを皆さまにお尋ねしておきたいです。

(委員) 良いと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) 3方式で良いと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) 福津市は若い世代が多いじゃないですか。そういう場合の差はあるのですか。

(事務局) 被保険者数の人数と所得は関係しますが、軽減措置の仕組みを子ども・子育て支援金にも同じように、国は導入するようです。ということは、所得は関係ありません。国保に加入している若い世代は、年金生活者の世代に比べて所得が高い方が多いため、若い世代が多いからというよりは、被保険者数と所得が関係すると考えています。

(委員) 子ども・子育て支援金は何に使うのですか。

(事務局) 資料の8ページにあるように、児童手当の拡充や妊婦の方の相談支援体制を拡充したり、子ども誰でも通園制度といって、両親が働いていなくても満3歳未満の子どもを一時預けることができるなどの制度の資金になります。

(委員) 福津市はそのような制度の対象になる方が多いと思うので、必要な予算も多いと思います。その分に対して徴収される訳ではなくて、被保険者に対して徴収されるのであれば、実際のところ、必要なお金は他の市町村よりも大きいかもしれませんが、そこは、国から入ってくるという認識でいいですか。

(事務局) その通りです。保険給付費とそこが少し違うところになります。保険給付費は福津市や福岡県内の市町村で使っている金額に左右されますが、子ども・子育て支援金は、国全体でいくら使うかになってくるので、そこが少し違います。福津市がたくさんお金が必要だからといって、負担が偏ることはありません。

(委員) ということは、定額で徴収するということだったと思うのですが、所得が高い世帯は、支援されるよりも多く払うということになりますよね。そのあたりは大丈夫なのですか。

(事務局) もし3方式で運用するとしたら、所得割がありますので、所得の高い方からは多く徴収し、所得の低い方からは少なく徴収することになります。また、均等割と平等割は、7割軽減、5割軽減、2割軽減というものがありますので、所得の低い方は割引かれることになります。そのため、支援されるよりたくさん払わないといけない方は、所得が高い世帯ということになると思います。ただ、仕組みとしては保険給付費と同じで、病院にあまり行かない方は、保険税として払う金額の方が高くなっています。

低所得の方が、払ったよりも少ない支援しか得られないことは理論上考えられないかなと思いますが、高所得の方はあり得ると思います。

(会 長) そもそも子どものいない世帯は支援を受けない制度ですから、払うだけということでもんね。

(事 務 局) その通りです。子どもがいない世帯の場合、支援はないですね。

(委 員) そのような制度を使わない世帯から、保険税を増やすことになるため、反感を受けないかなと思ったので。

(事 務 局) そうですね。制度についての反発はあると思います。  
社会保険と同様の仕組みで、子ども・子育て支援金を集めようとしているけれども、拠出と給付がアンマッチということをおっしゃられているのだと思います。それは十分に考えられます。

(会 長) 他にどなたかございませんでしょうか。  
皆さんとしては、3方式で進めて良いということでしょうか。

#### 【委員同意】

(事 務 局) それでは、令和7年度につきましては、予算を計上させていただいている事業と、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金の賦課・徴収についての準備を進めていきたいと考えております。

また、令和6年度の決算につきましては、次年度、令和7年度の第1回協議会において詳細を説明させていただく予定です。

## 5. その他

(会 長) 他にどなたかございませんでしょうか。  
ないようであれば、これもちまして本日の議事については終了いたします。事務局から事務連絡以外で何かありませんか。

(事 務 局) 3月議会に上程予定の条例改正について、報告させていただきます。  
県単位化されている国民健康保険の財政運営において、被用者保険が拠出する前期高齢者交付金の割合が相当高く、国民健康保険の事業運営の在り方が被用者保険の運営にも影響を与えることから、都道府県の運営協議会において

は被用者保険を代表する委員を構成員とすることが必須となっています。  
市町村の運営協議会では任意の構成員としての位置づけですが、今後予定されている県内の保険料水準の統一化に向けて、必要に応じて構成員とすることができるように、福津市の条例についても、「被用者保険を代表する委員1名」を追加して改正することについて3月議会に上程予定です。  
以上です。

(会 長) ありがとうございます。  
他にどなたかございませんでしょうか。  
ないようでしたら、これで議長を退かせていただきます。みなさまのご協力に感謝いたします。  
どうもありがとうございました。

(事 務 局) ありがとうございます。  
この後、事務連絡をさせていただきますので、傍聴人の方はご退席いただきますようお願いいたします。

< 終 了 >